

す。又貸家を保険に付したるに其當時の借屋人は最も火災に注意を用ひる人なりしも後の借屋人は頗る疎忽者にして深く火災に注意を用ひる人と爲すも未だ以て保険者は其責任を免かるゝを得す。何となれば被保険者は借屋人の性行に付き擔保の責を負ふたるに非ざるのみならず借屋人の變更するか如きは普通のことにして特別なる事情の變更に非ざるを以てなり。然れども此等の場合に於て著しく危険を増加したことの明なるときは保険人は其責任を免かる可きなり。危険に變更を來したるや否やを見るには當事者が契約當時豫期したる所のものを考據するを要す

雷電の危険、火薬若くは機關の破裂の危険、火薬若くは機關に原因する破裂の危険、震災其他之に類似する危険は同時に火災の起ると否とを問はず法律は之を火災の危険と同一視するを以て火災保険を取結ひ別に反対の契約を爲さゝるときは當然此等の危険をも保険に付したものと見做すへきなり。又單に雷電震災等の危険に付てのみ保険を取結ひたるときは火災保険に關する規定に依り権利關係を定むべきものとす

第四節 損失の賠償

商法第六百六十一條第一項の規定に依るに不動産を保険に附したるときは法律命令其他の成規又は契約に依りて被保険者に毀滅し若くは破損したる物の再築若くは修繕を爲す義務あるときは保険者は被保険者若くは其權利承繼人に對しこ此義務を履行す可き期間を定めんことを裁判所に申立て。又其再築若くは修繕の實地を監視し及び其工事の歩る割合に應して被保険額を支拂ふことを得るものとす。例へば期間を定めて家屋を貸與したる者は其家屋が破損したるときは修繕して之を貸與するの義務あり。又は特別の法律若くは成規に依りて防火線に當る家屋は再築せざる可からずと定むることあり。此の如き場合に於ては保険者は被保険者に對して此義務を履行すへき期間を定めんことを裁判所に申立て。而して其工事を監視し其工事の進捗に應して保険金を支拂ふことを得。又保険者は被保険者に再築又は修繕の義務なきときと雖も契約に依りて被保険額の割合に應して自費を以て再築若くは修繕を爲すことを得。又第三者をして之を爲さしむることを得。是れ第六百六十一條第二項の規定する所なり。然れど

も之れ只た特約に依り此の如きことを爲し得るに止まる。而して契約なるものは苟くも不法に非ざる以上は有効なること勿論なるを以て斯る規定を設くるは畢竟蛇足たるに過ぎざる可し。

自然に燃焼し又は爆發するの危險ある物を保險に附したるときは若し被保險者にして契約上若くは相當の豫防方法を盡さるが爲め損害を來たしたるときは保險者は之を賠償するの義務なし。蓋し此の如き物は所謂危險物と稱するものにして相當の豫防處分を施すに非されは自ら火氣を發して燒失するの固有性を帶へり。而して固有の性質より生したる損害は保險者に於て負擔す可きものに非ざるは一般の通則なり。故に保險者は此の如き賠償を爲すの義務あるとなし。

(第六百六十四條)

火災か被保險物所在の場所に起りたるときと其近傍に起りたるときとを問はず消防若くは救濟處分の爲めに生したる損害及び費用は保險者の負擔に歸す可きものとす。又火災起りたるか爲めに竊盜の窺ふ所となり竊取せられ又は其他類似の事由に因りて被保險者に生したる損害も亦我商法は火災の損害と看做すを

以て保險者に於て之を賠償せざる可からず。然れども此規定を適用するにあたりては其消防若くは救濟は果して相當なるや否を審査せざる可からず。若し相當處分にあらされは保險者に於て之を賠償す可きの義務なし。例へば十數町も隔りたる遠方に火災起り別に疾風の火勢を助くるなきに拘はらず大早計にも家財を運搬し爲めに多少の損害を蒙ふるも保險者に對して賠償を請求するの權なきか如し。又竊盜の災難に付きても須らく被保險者に過失の責む可きものあるや否を審査せざる可からず。特に被保險者に過失ありたるか爲めに竊取せられたるか如き場合に於ては保險者は固より之を賠償す可きの義務なし。之を要するに保險者は(第一)火災の爲めに直接に生したる損害。(第二)火災の損害を防止する爲めに生したる損害。(第三)火災より間接に生したる損害即ち竊盜其他類似の事由に因り生したる損害は凡て之を賠償せざる可からざるの義務あり。是れ商法第六百六十五條の規定する所なり。火災か被保險者の方に起りたるとは被保險物の所在に起りたるとの意義に解せざる可からざるなり。

我商法に於ては震災の危險は之を火災の危險と同一視するを以て特別の契約な

きときは保険者は震災の危険より生したる損害の賠償をも負擔せざる可からず

第二章 土地の產物の保險

一九二

法律に所謂土地の產物は特リ穀類、烟草、野菜又は果實の如き土地の收穫物のみに止まらず人蠶又は天蠶の如き天產物をも包含するものとす。故に寧ろ之を農產物と稱する方、其實を得るに近きか如し。而して之か保険は強雨、洪水、旱魃、暴風雨の如き人の力と注意とを以て防ぐ能はさる非常の天災に對してのみ之を爲すことを得るものとす。蓋し農產物の豐凶は土地の肥瘠、培養の厚薄、農夫の勤惰、通常の風雨如何に因るへきは勿論なり。然れども此等のことたる固より保險法の原則上保護す可き限りのものにあらず。若し之か保険を許すときは農夫の怠慢を來たし天產力を減少し援ひて公益を阻害するの結果を釀す可し。去れば法律は通常人力と注意とを以て豫防すること能はさる非常の天災のみに對して之を保險に附することを許したり。而して此土地の產物の保險に付きては保險に附したる危險は洪水なるか、旱魃かるか又は強雨なるかを約定して之を保險證書に逐一明記す可きことを必要と爲したり。此故に漠然農產物を保險に附することを

約束するも其危險に付き合意を欠きたるときは未だ完全に保險契約成立したりと云ふ可からず。必ず其保險に附したる危險は何になるかを約定せざる可からず

農產物の保險は永くとも一ヶ年に限り効力を有す。但し更に短き期間を約束するは當事者の自由なりとす。故に若し一ヶ年以上の契約を結ぶときは法律上一年の効力を有するに止まる可し。抑も法律か農產物の保險を一ヶ年に限りたるは何故なるか。蓋し通常農產物は一ヶ年を以て收穫を見るが爲めなる可し。然れども農產物にして尙ほ一ヶ年にして收穫を見る能はさる物稀に之れ無きに非す。例へば人參の如きは通例四ヶ年に非されば成熟すること無きか如し。従つて人參の如き農產物は毎年之を保險に附するの勞を執らざる可からず。惟ふに法律か一ヶ年に限りたるは或は短きに失するなきか

次に賠償に付きて述ふ可し。保険者は被保險物か非常の天災の爲めに損害を受けたるときは其成熟したる現状に於て有したる可き價額と天災後に有する價額との差額を賠償するの義務あり。例へば災害なく收穫したるときは百圓を得た

る可きに天災の爲めに僅かに五十圓を得るに止まるときは其差額五十圓を支拂ふ可きか如し。又若し當事者か豫め被保險額を定めたるときは其割合に應して之を賠償せざる可からず。例へば半部の收穫を得ざるときは保險者は豫め定めたる保險額の半を賠償す可きか如し。然れども被保險額が成熟したる現状に於て有す可き價額を超過したるときは此規定を適用せず之を適用するは超過せざる場合に限るものとす(第六百六十九條)

保險者は損害の額が農產物の有す可き價額の少なくとも四分の一に満たさるときは其責に任せざるものとす。蓋し四分の一以下の損害は果して非常の天災の爲めに生したるものなるか。又は通常の災害の爲めに生したるものなるか。換言すれば被保險者の怠慢に因るか又は其培養宜しからざるに由るか將だ非常の天災に因るか容易に判別し難きを以て法律は寧ろ之を以て通常の損害と爲し保險者をして之を負擔せしめるものとす

第四章 運送の保險

我商法に所謂運送保險とは陸上、又は國內の水上の運送中に在る物を保險すること

とを云ふものとす。諸國の法律を見るに多くは運送保險に付きて特別の規定を設けず海上保險の原則を適用するものとせり。然れども和蘭、瑞西の法律に於ては特別に規定を設けたり。蓋し我法典は此等の法律に摸倣せるものなる可し元來運送人は運送品を引受けたるときより其運送品の喪失又は毀損及び引渡の延滞に付きて其責に當らざる可からず。従つて運送人は荷主に對して幾分か保險の責任を負擔したるものとして看ることを得ん。然れども運送人の責任は百般の損害に渡るものに非す。特に不可抗力に因り生したる損害に付きては何等の責任を有することなし。去れば荷主は固より保險契約を取結ふの必要ありと云ふ可し。又翻つて運送人を見るに運送人は差出人の過失、運送品の性質又は不可抗力により生したる損害の以外に在りては運送品を引受けたるときより其喪失、毀損及引渡の延滞に付きて責任を有するものたり。去れば運送人も亦運送物に付き利害の關係あり從つて被保險利益を有するものと云ふ可し。即ち運送人は被保險人となりて契約を取結ふことを得。其他荷受人、仲買人等の如き苟くも運送物の到着に付き利害の關係を有する者は其利益の全額に限りて保險契約を

取結ふことを得べし

一九六

運送の期間中に於て運送品を他に譲渡したるとき即ち其所有權を他人に移付したるときは保険も亦當然新取得者に移轉す。但し第六百四十條の規定を遵守せざる可からざるは勿論なり

運送保険は火災保険或は土地の產物の保険とは異なり。震災、火災若くは洪水、暴風雨の如き一定の危險を目的とするものに非す。全く海上保険と同じく凡て運送中に生する百般の危險を目的とするものとす。従つて天災は勿論盜賊、火災、敵の威力又は國の處分の何れたるを問はず苟くも其運送中に生する不慮の危險に付きては保険者たる者之を擔保するの責任あり。但當事者が特約を以て特に除外きたる危險は此限に在らざること勿論なり

又此危險は運送の全き期間に涉るものとす。従つて苟くも運送の期間中に生したる損害は保険人之を賠償せざる可からず。而して運送期間は何時に始まり何時に終るかと云ふに。今之を概言すれば運送の始まりたる時に始まり運送の終るときに終るものとす。然らば運送は何時に始まるものなるかと云ふに。運送

人か自ら又は代人を以て差出人より物品を受取りたるときに始まるものにして到達地に向ひて發送したるときに始まるに非す。又運送の終るも之れと同しく到達地に送達したるときに終るに非す。荷受人に引渡すか又は荷受人の處分に附したるときに終るものとす。例へば鐵道運送を以て業とする者に荷物を托し其荷物未だ停車場に在りて發送せざる間に危險に罹るも保険者は其損害を負擔せざる可からず。又一時其運送を中止して其物を倉庫中に入れ置きたる際に危險生するも亦然り。然れども已を得ざるに非すして永く運送を延滞し爲めに特に危險を増加したるときは保険者は通則に従ひ其損害を賠償するの義務を免かるゝものとす

被保險物の價額を保險證券に記載し若くは之を定めたるときは其價額に依り保險者の辨濟す可き價額を定む可きは勿論なれども。若し當事者之を定めざることは如何にす可きかと云ふに。最初の代價即ち原價及附帶費用を標準として之を判定す可きものとす。而して若し原價を知ることを得ざるときは積込の時及地又は市場の價額に保險費用、積込費用及保險者の負擔に歸す可き運送費用其他

稅あれは之をも合算したるものと標準として判定す可きものとす。抑も通常の原則に依るときは損害の額は損害の時及地に於ける市場の代價に因りて判定す可きものたり。然れども此原則は運送物に適用することを得ざるなり。蓋し損害の時及場所は或は數日に涉ることあり或は數地に涉ることあり。加之森野に起り又は湖上に起りたときは固より市價の徵す可きもの無し。是を以て運送保険に在りては運送に附したる地又は到達地の市價に依らざる可からず。而して諸國の法律は積込地の市價に依るの主義を探れるもの多し。我商法も亦此主義に依りたるものと云ふ可し。

運送物に生したる損害は果して保險者か負擔したる危險の爲めに生したるや否を證明するの責任は何れに在りやと云ふに保險者之を證明せざる可からず。夫の農產物の保險の如きは被保險者之を證明する責任あるも運送保險に在りては運送中に生したる百般の危險を負擔するを以て保險者に於て之れを證明する責任あるなり。加之運送中は物品を管理するは運送人にして其間に生したる事變如何は運送人能く之を知悉す可し。而して保險者と被保險者との位置を見るに保可し

險者は寧ろ運送人の地位に代りて能く事變の性質を知悉せるものと爲すことを得へし。故に其危險を證明するの責任は保險者に在るものとす。此後段の理由はロエスレル氏が草案に於て説明せる所なり。然れども所謂保險者か運送人の地位に代るとは何故なるか甚だ明瞭を欠けり。要するに運送保險に付きては保險者は一般の危險を保險するを以て果して其損害か其負擔する所の危險に生せずとせば保險者之を證明するの責任ありと爲すこと眞に正鵠を得たるものなる可し

第五章 生命保險

第一節 生命保險の歴史

生命保險の思想はウイスピーの古法に於て既に其萌芽を顯はせり。然れども其好果を結ぶに至りたるは極めて較近のこととに屬せり。今歐洲の事跡に付て看るに英國に於ては頗る好結果を以てウイスピー法典の萌芽を培養したり。一千六百四十年の古に於て王廷の裁判所は保險の原則は生命には適用す可きものに非すとのことを判決せり。其事實を擧くれば船長か或る航海中其生命を保險に

附したるものなり。當時の裁判長は曰く斯る契約に法律上の効力を與ふ可きものに非すと。然れども其後に至り普通の海上保険の契約に倣ひて生命保険を取結ふもの輩出し裁判所に於ても從來の判決例を覆へし之に効力を與ふることとなれり

然らば何れの時代頃英國に於ては生命保険に効力を與ふるに至りたるやと繰ねるに。生命保険會社の設立以前に在ること甚た分明なりと云ふ可し。蓋し其當時に在りては僅かに一個人か海上保険の方法に摸擬して生命保険を締結したりしなり。然れども生命保険なるものは實に長久の時間を要するのみならず其資力も亦確實ならざる可からざるを以てアッシュトン氏は生命保険會社を設立するの必要を鼓吹せり。故に後世に至りて寡婦及家族の爲めに養料を供給するの方法として生命保険を發見したる名譽はアッシュトン氏の雙肩に懸ることゝなれり。實に氏は生命保険の方法を獎勵するに付きては全力を注ぎ且つ之を改良することに付きては種々の方案を研究したりしか最初は不幸にして其結果を見ること能はさりき。然るに一千六百九十年に於て偶然にもマーセニーの會社をして

此契約を締結せしめ氏が多年の計畫は茲に成功を見るに至れり。爾後生命保険は益々昌盛を極め人民も亦敢て生命保険の組織に疑を起し生命保険は道徳に背反すとの思想を懷くものあることなし

然るに歐洲大陸を見るに全く是と趣を異にし。生命保険なるものは極めて近來に至るまで全く不適法のものとして取扱はれ。特に嚴格なる法律を以て禁せられたり。現に佛王路易十四世は法律を發布して生命保険を嚴禁せり。今生命保険を不適法と爲すの理由は何れに在りと云ふに。(自由民の生命は金錢を以て計算し得べきものに非す。生命は超然として金錢の上に位せり) 然るに生命保険を許すときは自由民は品格を下落して奴隸と擇ふ所なきに至らんと云ふに在り。蓋し羅馬に一の格言あり。曰く、生命は凡ての價額の上に位すと。此格言當時の人民の脳裡に浸染したるものなる可し。

次て米國を見るにマサチューセット州の裁判長バルカー氏曾て生命保険に關する事件を裁判するに當り言へらく。生命保険なるものは英國を除き歐洲の諸國に於ては一般に獎勵せられず否な啻に獎勵せられるのみならず法令を以て明

かに嚴禁せらる。然れども如何なる理由を以て之を嚴禁するかに至りては甚た分明を欠けり。思ふに佛國法律に於て之を嚴禁するの理由より他に之なかる可し。曰く自由民の生命には價值を評定することを得すと。然れども這般の理由が佛國に歓迎せらるゝは眞に怪むに堪えたり。夫れ自由若くは自由民なる思想は佛國民の脳裡に存在せざるに非すや。英國に於ては自由若くは自由の權利なる思想の發達せるを見る。然るに英國に於て生命保險を獎勵せるに拘はらず自由を尊重せざる佛國に於て之を嚴禁するは豈に咄々怪事に非すやと。米國に於ては生命保險歐洲より輸入せられ一時大に世人の注意を惹起し今日に至りては最も盛に行はるゝに至れり。然れども當初に於ては生命保險は果して法律上有効なりや否は一ヶの問題にして實に一千八百十九年マッサチューセット州上等裁判所に於て論議せられたり。同州には素より英國法行はるゝに拘はらず尙ほ此點に關して幾多の紛争を免かるゝこと能はさりき。裁判長バルカー氏説明して曰く。生命保險に付きては先例あるを見ず從つて先例を以て此問題を決する能はざるは勿論なり。然れども今普通法に依るに凡そ相當に締結せられたる契約

にして有價の報償を有し且つ法律に違背することなく又法律上一般の政策に背反せざるときは之に法律上の保護を與へざるの理なし。又若し此契約を破ぶりたるときは違約者に損害賠償の責を負はしめざるの理なし。今生命保險を看るに法律に違背することなく又一般の政策に背反することなし。安そ之に法律上の効果を與へざるの理あらんやと。其後マッサチューセット上等裁判所判事フレンチアーフ氏亦之を説明を與へて曰く。從來は生命保險は不法にして外國に於ては特別法令を以て之を嚴禁したり。蓋し道徳の主義に背反し且つ濫用の基を開くものと爲すに在りたり。然れども今日に於ては全く反対の見解を探るに至りたり。即ち今日に於ては最も普通に又最も廣く行はれ且つ社會に於ても其便益を許認するに至れりと。惟ふに生命保險なるものは人智發達し各其身後の策を計畫するに至らば最も盛に行はるゝに至る可き者たり。特に他人の庇蔭にて生活する者に在りては一日も欠く可からざるものたり。例へば妻子の如し。一朝其夫又は父にして死亡することあらんか直ちに路頭に迷はざる可からざるに至ることあらん。然るに生命保險なるものは此等の難を救濟する最良の方法なりと

す。夫の人の生命は金錢の價值の上に在りと云ふか如きは架空の妄説にして素より歯牙に懸くるに足らざるものと云ふ可し

第二節 生命保険の定義

生命保険に廣狭の二義あり。之を廣義に解するときは保険者か被保険者より保険料を受取りて或る人の死亡又は病傷に因りて生することある可き損害に付き被保険者に賠償を爲すことを負擔する所の契約を云ふ。又狭義に之を解するとときは生命に對する所の保険を云ひ、其健康即ち病傷に對する保険を病傷保険と云ふ

人の生命又は健康は或は終身を期し或は期間を限りて之を保険に附することを得。終身を期したる保険は之を終身保険と云ふ。被保険額支拂の期日は死亡の時若くは病傷の時を以てするを通常とすれども必ずしも此時に限るに非す。契約を以てするときは或は年金又は或る期限に至りたるべきを以て支拂の期日と爲すことを得。又狭義の生命保険に於ては一時に被保険額を支拂ふ代りに年金を以て支拂を約束することを得、之を年金保険と云ふ。年金保険の方法は通常の

保険方法とは全く相異なり。被保険者が一時に多額の金圓を支拂ひ而して年々少額の金圓を受取る所の契約なり。例へば甲者が一時に三千圓を保険會社に支拂ひ毎年百圓づゝ死亡のときまで受取ることを約するか如し。然れども之れ單に積金を爲して年金を受取るとは大に異なれり。甲者にして長く生存せば被保険者の利益を受くること從つて多し。決して普通債權の原則を以て之を論することを得ざるなり。換言すれば人の死亡するや否やに付きて當事者に利害の關係を及ぼすを以て保険の性質を失ふことなし。又普通の生命保険は年々少額の保険とは全く相反し利害も亦相反す。即ち年金保険に在りては長生するときは被保険者を利し普通の保険に在りては短命なるときは被保険者を利す可し。然れども何れも保険たるの性質を帶へるに至りては異なることなし

第三節 生命保険の性質

抑も生命保険なるものは一般の保険に必要欠く可からざる性質を具有せざる可からざること固より論を俟たず。從つて利害の關係を有せざる人の生命を保険

に附すること能はざるなり。夫の船舶又は家屋の如きは自ら其固有の價額を有し又年を経るに従ひて其價額は漸次減少す可し。人も亦然り。金圓を産出する所の能力を具有せり即ち物に固有の價あると異なることなし。又老衰に赴くときは漸次其能力の耗盡するは猶ほ物か老朽して價を減するか如し。故に原則上生命保険と他の保険との間に區別ある可きの理なし。（従つて生命保険は素より補償の性質を離れて効力を有す可きものに非ざること知る可し）然れども此原則を生命保険に適用するに當りては少しく趣を異にせざる可からざるものあり。蓋し船舶家屋の如きは自ら普通の價額を有し之を算定するに容易なりと雖も人間の價額を算定するは容易ならず。或は殆んど之を評定すること能はざるものあらん。此故に他の保険に於ては被保険額を定めずして尙ほ保険契約を取結ふことを得。若し損害起りたるときは其時に於て損害を計算すれば足れり。然れども人間の生命は前に云へる如く之を算定することを得ざるを以て豫め被保険額を定め保険契約を取結はざる可からず。

次に我保險法は補償の主義を生命保険に適用するに於ては他の保険とは寛嚴の差を認めたり。即ち生命保険に於ては此主義を貫くこと甚だ寛大なり。他の保険に在りては契約を取結ふときも又損失を生したるときも共に補償の精神を具へされは何等の効を有することなし。然るに生命保険に於ては契約を取結ふときに於て補償の精神を具有するときは死亡の時に於て此性質を有せざるも尙ほ且つ有効なりと爲せり。今其理由を案するに蓋し生命保険は補償の性質を具有す可きは勿論なるも。他に積立金の性質を具有したるものと看做したるに因る。何を以て之を謂ふ乎我生命保険法に於ては被保険者は正當なる時期に豫告を爲すときは保険契約に従ひ又は第六百八十三條に従ひ契約を解除し積立てたる金額の半ばを請求するの権利を有す。即ち保険料を支拂ふことを得ざる場合には保険者は隨意に保険契約を解き少なくとも積立金の半額を請求することを得べし。是れ保険に積立金の性質を帯びしめたるに職由せすんはあらず。成程保険なるものは一部は積立金の性質を帶ぶとのことは畜に我商法のみならず大陸の或る邦に於ても之を認めたりと雖も立法上の問題としては大に研究す可きものならん

第四節 被保険利益

凡そ人は自己の生命若くは健康に付て被保険利益を有するものにして從て之を保険に付することを得るは勿論なり。其額に至ては元より市場の價額を有するものに非す。又一定の價額を有するものに非されば契約當事者は自由に其額を定むることを得べし。而して此生命保険契約に効力を付するに付ては二個の主義ありて存す

(第一) 元來生命なるものは金錢を以て價額を見積り得べきに非すして金錢をして計算を爲し得べきものよりも一層貴重なるものなり。故に生命は金錢上の利益あるにより之を保險に付することを得べしと云ふは誤謬なり。然れども生命に付て保險契約を取結ふも法律に反する行爲に非す。又道徳に背反する行爲にも非す。又一般の政略に抵觸する點もあらざるのみならず。契約は吾人が自由に取結ふことを得るものなる以上は生命保険に効力を與ふ可からざる理由は決して之れ有ることなし。彼の賭博契約の如きものとは同視することを得さるなり

(第二) 身軀即ち生命的保存は人間第一の觀念に屬し吾人に取りては最も大切なもののなり。而して人か生命を保有し若くは健康を傷害せざるべきは多少金錢を收得し得べきは普通のことにして尙ほ物か果實を生するど同じ。故に人は自己の生命に付ては金錢上の利益を有するものと云ふ可し從て之を保險に付することを得るなり

我商法は第二の主義を採用したることは第六百七十八條の規定に徴しても明瞭なりとす

凡そ人は自己の生命又は健康に付て保險契約を取結ひ得るのみならず。苟くも他人の生命又は健康に付て金錢上の利益を有する者ならんには自己の生命若くは健康を保險に付すると同しく之を保險に付することを得るなり

(第二) 配偶者は法律上相互に相扶け相養ふ可き義務あるのみならず其關係甚だ親密にして殆んど同一軀を成すものなれば。夫の生活上の利益は直接に婦の生活上の利益と爲り。夫が相當の地位を得るとときは婦も亦相當の地位を得べし。之と同様く婦の生活上の利益は亦夫の生活上の利益と爲る可きを以て

配偶者は特に相互に利益を有することを證明せざるも尙ほ相互に生命若くは健康に付て保険契約を取結ふことを得

婚姻契約を取結ひたる男女即ち結髮者は相互に他の生命若くは健康に付て保険契約を取結ふことを得る乎。換言せば此等の者は相互に被保険利益を有する乎と云ふに各國の法制其揆を一にせす。英國にありては之を許し、獨國にありては之を許すことなし。而して其之を許し又は之を許さるは一に民法上婚姻契約は果して幾何の効力あるやの問題に歸着す。英法によれば婚姻契約當事者中的一方は違約者に對して損害賠償を請求することを得從て違約者にして死亡することあらんか當事者の一方は損害賠償を請求すること能はざるに至る可きなり。故に英國にありては婚姻契約の當事者は相互に他の生命上に金錢的利益を有し從て被保険利益を有することとなるなり。然るに本邦に於て婚姻契約が民法上有する効力如何と顧みるに婚姻契約は當事者の一方が自由に之を解除することを得るのみならず假令違約することあるも損害賠償の問題を生ずることなし。換言すれば民法上婚姻契約の効力を認めざるを以

て當事者に於て相互に被保険利益を有することなく婚姻契約の當事者は相互に他の生命に付て保険契約を取結ふことを得ざるものなりとす

(第二) 兄弟姉妹　は父若くは母を異にするものなるも又養子縁組上の兄弟なるも又同居して生活を共にするものも然らざるものも何れも相互に他の生命若くは健康に付て被保険利益を有するなり。蓋し兄弟姉妹ハ通常相愛の情深く若し困窮に陥りたる場合に於ては相互に養育するの義務あるか故に特に財産上の利益を有することを證明せざるも相互に他の生命に付て保険契約を取結ふことを得るものとす。然れども此點に付て各國の法律は必ずしも同一ならず。英米の法律によれば兄弟姉妹と雖も特に財産上の利益を有することを證明するを必要とし若し其證明を得されば保険契約の効力なきこととなり居れり

(第三) 父子其他の尊屬親及び卑屬親　は相互に他の生命若くは健康を保險に付することを得るや否やと云ふに此問題は多くは人事編の規定如何により其論結を異にするなり。親子の關係并に尊親屬と卑親屬との關係にして本邦慣習

の認むるか如く極めて親密に極めて情愛に富み道徳上及び法律上の義務頗る重大なる制度を採用する國に於ては元より此等の者は相互に他の生命若くは健康に付て保険契約を取結ふことを許さる可きは殆んど疑を容れざる所なりとす。然るに翻て各國の法制を按するに我國從來の法律の如く其法律上及び道徳上の關係甚だ親密ならざるか故に果して親は子の生命に付て、子は親の生命に付て、又其他の尊屬親は卑屬親の生命に付て、卑屬親は尊屬親の生命に付て被保険利益を有するや否やは大に議論の存する所なり。古代に於ては親と子との生命上には金錢的利息を有せざるものとし從て親子は相互に他の生命に付き保険契約を結ふことを得ざるに一定したりしか。後世に及んて被保険利益の意義漸次に嚴格より寛大の傾向を生し親と雖も子か未成年の間は子の収益を收得するの權ありて、親は未成年の子の生命を保険に付することを得と云ふに至り。又民法上に於ても父は幼者の収益を收得するを得るを以て若し幼者を誘拐して其収益を妨害する者あるときは父は訴訟を起して其救濟を求むることを得べく。從て父は幼者に對し被保険利益を有すと云ふに至れり。然ら

は子か成年に達したるときは如何と云ふに父にして子の生命に付き金錢上の利益を有することを證明するときは亦保険契約を取結ふことを得るなり。例せば子か成年に達するも父か甚しく老衰し自ら生活を爲す能はざる場合には、子は父に養料を給する義務あり。從て父は子の生命に付て被保険利益を有すと云ふを得べきか如し。之れに反して子か父の生命を保険に付するに付ては外國の法律は甚だ寛大の方針を取り前述の場合と其權衡を得ざるものあり。是れ我國の習慣及び法律と差異あるにより然るなり。乍併現時にありては此等外國に於ても法律上必要なる場合に於ては親子間相互に養料を給する義務を認むるのみならず。此の如き近親間には德義上の觀念と自然の情愛と次第に篤きを加へ法律の規定によらざるも尙ほ此等近親間には相互に養料を給する義務あるを認め從て相互に他の生命に付て被保険利益ありと爲し雙方の間亦曩時の不權衡を見ざるに至れり。而して現に米國の或る州に於ては親子其他の尊屬親及び卑屬親は相互に他の生命に付て被保険利益を有するの理由を成文法を以て認めたり

以上述へ來りたるもののは凡て金銭上の利益を有することを特に證明するを要せず、法律か當然金銭上の利益を有するものと見做し且自由に相互に他の生命若くは健康に付て保険者と被保險契約を取結ふことを得ること尙ほ自己の生命若くは健康を保險に付すると同一に見做すものなり

(第四) 債權者も亦債務者の生命若くは健康に付て被保險利益を有するか故に保険者と被保險契約を取結ふことを得。何となれば法律は債務者にして生命を保有し健康を保持するときは債權者は其債權の辨濟を受くる希望極めて確實なるも。之に反して債務者にして死亡するあらんか其債權の辨濟を受く可き希望殆んど皆無に屬す可しと見做せはなり。幼者に金銭を貸與せる債權者は債務者たる幼者の生命若くは健康に付て被保險利益を有するや否やは幼者の行爲は民法上如何なる効力を有するかの問題と其消長を共にするなり。若し英法の如く幼者と取結ひたる契約は全く無効なりとせば債權者は幼者の生命に付て決して被保險利益を有することなかるへし。然れども幼者と取結ひたる契約は單に取消し得べきものたる法律の下に於ける債權者は被保險利益

を有するものと云はざるを得ざるなり。次に出訴期限を経過したる債權者は債務者の生命に付て被保險利益を有するや否やと云ふに。出訴期限の性質如何によりて其論結を異にせざる可からず。即ち出訴期限にして時効と同様のならんには出訴期限の経過は債權を全く消滅せしむるものなるか故に債權者は被保險利益を有せざるものなるも。之に反して出訴期限の経過は單に出訴することを得ざるに過ぎざるとき。換言すれば裁判所の力を藉りて請求することを得ざるの効力に過ぎざるときは債權者は被保險利益を有するものと云はざるを得ざるなり

(第五) 組合員組合員相互の生命若くは健康は組合の利害に影響を及ぼすこと甚た重大なるか故に組合の營業を爲す者は他の組合員の生命若くは健康にて相互に被保險利益を有するものとす

(第六) 射倅契約の債權者は債務者の生命若くは健康に付て被保險利益を有するや否や。例せば甲なる債權者が乙なる礦山業者に資本を貸與し其辨濟の方法は元金と共に收益の二分一若くは三分一を受取る可きことを約したりとせ

んに。此収益の二分一若くは三分一を受取ることは射程の性質を帶び。換言すれば不確實の債権なり。債権者は此不確實の債権に付て被保險利益を有するかと云ふに英米の法律は被保險利益を有することゝ爲り居れるか。惟ふに我國の法律と雖も別に制限を加へたる條項なきと以て彼の賭博保險と爲る可き者を除き其他は概して被保險利益を有することゝ爲す可きに似たり

第五節 保険契約の無効及び解除

(第一) 保険に付したる生命若くは健康にして保険契約取結の當時に於て既に存在しあらさるときは保険契約は無効なり。但保険申込人が其事實を知らざるとき即ち死亡又は病傷の事實を知らさるときは有効とす

保険法の原則によれば當事者双方が危險の既に存在することを知らず且既に危險の生しあるも有効たる可き旨を明示して契約を取結ふに非れば契約の當時既に生したる危險に對する保険契約は當然無効なるものなるに生命保險の場合に於てのみ保険申込人が其事實を知らさるときは其契約は有効にして當事者の特に明約することを要せず規定せらる所以のものは何ぞや。蓋し生命

保険なる者は普通保險の性質の外に臆算法に基く所の資本積立の性質を有し。此性質は元來死亡又は病傷に何等の關係を有することなきか故に保險法に於て特別の規定を設くるに至りしものとす。又普通保險は専ら將來に生す可き損害を主眼として取結ふ可きものなるを以て當事者か特約を取結ふに非されは既に生したる所の損害は保險者に於て之を負擔するの義務なしと雖も。生命保險は他に貯金の性質を帶ぶるよりして保險申込人に於て惡意なき以上は其缺點を補ふことを得特に當事者の明約を必要とせざるなり

(第二) 被保險者が已むを得ざるに非ずして任意に加えたる損害又は被保險物の性質固有の瑕疵等により直接に生す可き損害は保險者に於て之を負擔するの義務なきことは保險法の通則(商法第六百三十五條なるか、生命保險には之を適用すること能はざるものとす

蓋し人の死亡又は病傷なるものは遺傳によるに非され多くは過矢若くは輕忽より生するものにして全く老衰して天命を終る者の如きは實に僅少と謂て可なるものなり。果して然らば死亡又は病傷は多くは已むを得ざるに非すし

て自ら任意に加えたる原因によるか。或は生命固有の性質並に瑕疵によるものと云はざるを得ざる可し。若し保険法の普通原則を生命保険に適用するとせは保険者は殆んど賠償の責任を免かるゝに至る可きなり。是を以て我商法は第六百八十二條第二號に於て特別の規定を設けたり曰く。「生命若くは健康を保険に付し又は付せしめたる者か契約上負擔したる義務に違反し又は放蕩、粗暴其他故意の所爲に因りて生命を短縮し若くは健康を毀損したるときは保険契約は無効なり」と。此法文によれば保険契約は取結の當初より無効なるかの如く見ゆるも其精神とする所は保険者は賠償の責任を免かるゝことを得と云ふにありて決して當初より契約が無効なりと云ふに非ざるなり。今此場合を區別して之を説明す可し

(一) 契約上負擔したる義務に違反し爲めに生命を短縮し若くは健康を毀損したる場合 被保険者は特約を以て切りに海外に航海せること、又は軍夫となりて戦地に赴かること、其他鑛山の工夫の如き生命を危ふする職業に從事せざる可きことを約定することなきに非す。此契約にして有効なる以上

は被保険者に於ては之を遵守するの義務ありとす。若し之を遵守せずして生命を失ひ若くは健康を傷くるときは保険者は生したる損害を賠償するの義務なしとす

(二) 被保険者が放蕩粗暴其他故意の所爲により生命を短縮し又は健康を毀損したる場合 放蕩とは下等なる情慾を非常に恣にする者を汎稱し。暴食暴飲の如きも亦此中に包含せらるゝものとす。如此放蕩の所爲に因り生命を失ひ又は健康を傷けたる時は保険者は損害を賠償する義務なきなり。起草者ロエスレル氏は曰く、「一回若くは偶成の放蕩は之を算入せず、習癖と爲りたる放蕩のみを指す」と。然れども法文上此の如き區別を認むるの明文なきのみならず却て偶成の放蕩は生命を短縮し又は健康を毀損する原因たると屢實見する所なり。而して彼の習癖と爲りたる放蕩が果して死亡若くは病傷の原因たるや否やを定むるは甚た容易の事に非す。英米の判決例に依れば決して一時の放蕩と習癖の放蕩との間に區別を設くることなく。苟くも死亡又は病傷の主たる原因と爲りたる放蕩は保険者の義務を擯弃すること

と、爲り居れり。英米の判例に曰く「被保險者は其死亡以前より長年月の間放蕩の習癖ありしことを保險者に於て證明するとも未だ以て保險者の責任を有することは疑なきも之を以て直ちに被保險者が請求權を喪失すとせは實に生命保險は半錢にたも値せずと謂ふ可し」と。故に余は以爲らく保險者が賠償の責任を免かるゝには放蕩が實際死亡の原因なりしことを證明せざる可からず。詳言せば放蕩と死亡との間には明瞭なる關係ありて死亡は放蕩より來りしものなることを相當に推測するを得ることを必要とし且放蕩は死亡の原因の一にして唯一若くは少なくも主たる原因に非ざるときは保險者は其責任を免かるゝことを得さるなりと。又死亡の原因たりし放蕩は全く被保險者の任意に出たるものならざる可からず。醫師の勸告により多量の酒を飲み之を爲に死亡することあるも保險者は其責任を免かるゝことを得さるものとす。

粗暴其他故意の所爲とは故らに相當の理由なき輕忽の行爲を云ふ。但故意

に自殺を企つる者は茲に包含することなし。例へば巨額の償金を得んとしナイヤガラの瀑布の下を游泳するか如き所爲は固より自殺するの意思ありとは云ふを得されども極めて無法なる輕忽の所爲なるを以て之を爲めに死亡を招くも保險者は決して賠償の責任を負ふことなから可し。然れども夏季に於て平素游泳の心得ある者か隅田川の流を横きるも是れ決して暴虎鴻河の所爲と云ふを得ず從て誤て死亡することあるも保險者は賠償の責任を免かるることを得さるなり。

(三) 重輕罪を犯したる所以に因り死亡若くは病傷を招き又は決闘自殺等の爲めに死亡を招きたる場合

(甲) 生命を保險に付したる者か有罪判決により直接に死亡若くは病傷を招きたる場合は勿論其原因か有罪判決の執行中に生したる場合と雖も保險者は賠償の責任なし。是れ我商法第六百八十二條第三號の規定する所なり。例へば死刑の判決を言渡され其執行により絞首されたるときは保險人は賠償の責任を免かる可く。又死刑の宣告を受たる者が未だ刑を執行

と、爲り居れり。英米の判例に曰く「被保險者は其死亡以前より長年月の間放蕩の習癖ありしことを保險者に於て證明するとも未だ以て保險者の責任を有することは疑なきも之を以て直ちに被保險者か請求權を喪失すとせは實に生命保險は半錢にたも値せずと謂ふ可し」と。故に余は以爲らく保險者が賠償の責任を免かるゝには放蕩が實際死亡の原因なりしことを證明せざる可からず。詳言せば放蕩と死亡との間には明瞭なる關係ありて死亡は放蕩より來りしものなることを相當に推測するを得ることを必要とし且放蕩は死亡の原因の一にして唯一若くは少なくも主たる原因に非さるときは保險者は其責任を免かるゝことを得さるなりと。又死亡の原因たりし放蕩は全く被保險者の任意に出たるものならざる可からず。醫師の勸告により多量の酒を飲み之を爲に死亡することあるも保險者は其責任を免かるゝことを得さるものとす。

粗暴其他故意の所爲とは故らに相當の理由なき輕忽の行爲を云ふ。但故意

に自殺を企つる者は茲に包含することなし。例へば巨額の償金を得んとしナイヤガラの瀑布の下を游泳するか如き所爲は固より自殺するの意思ありとは云ふを得ざれども極めて無法なる輕忽の所爲なるを以て之を爲めに死亡を招くも保險者は決して賠償の責任を負ふことなかる可し。然れども夏季に於て平素游泳の心得ある者が隅田川の流を横きるも是れ決して暴虎鴻河の所爲と云ふを得ず從て誤て死亡することあるも保險者は賠償の責任を免かるることを得さるなり。

(三) 重輕罪を犯したる所以に因り死亡若くは病傷を招き又は決闘自殺等の爲めに死亡を招きたる場合

(甲) 生命を保險に付したる者か有罪判決により直接に死亡若くは病傷を招きたる場合は勿論其原因か有罪判決の執行中に生したる場合と雖も保險者は賠償の責任なし。是れ我商法第六百八十二條第三號の規定する所なり。例へば死刑の判決を言渡され其執行により絞首されたるときは保險人は賠償の責任を免かる可く。又死刑の宣告を受たる者が未だ刑を執行

せられざる時に死亡することあるも保険人は亦其責任を免かるゝことを得るものとす。又禁錮若くは懲役の刑を受けたる者か其刑の執行中に死亡若くは病傷に罹りたるときは保険者は其責任を負ふことなしとするを以て我法文上穩當の解釋とす。何となれば有罪判決の執行中に死傷を生したるときには契約無効と爲る可きことを法文に於て規定したればなり。乍併監獄中に於て生したる所の疾患若くは死亡は總て保険者に於て負擔するの義務なしと規定するは甚だ厳格に過ぎざるやを疑ふなり。

(乙) 死亡若くは病傷か重罪若くは輕罪を犯したる直接の結果として生したるときは保険者は賠償の義務なし。例へば強竊盜か所有者の爲めに傷けられ或は追跡せられて逃るゝ爲めに二階の窓口より地上に躍下し爲めに身體を毀傷し、或は破裂弾を投して人を殺傷せんとして却て自ら破裂の爲め傷を受けたる場合に於て保険者は其損害を賠償するの責などす。要するに重輕の犯罪か死亡若くは病傷の原因を爲すときは保険者は全く賠償の責任を免かるゝなり。

(丙) 故意の所爲により生したる危険は保険者の負擔す可き限に非ざるは一般の原則なり。故に生命保険に於ても決闘其他故意の所爲に因り死亡若くは病傷を招きたる時は保険者は賠償の責なしとす。又普通の能力者か故意に自殺したる場合に於ては保険者は賠償の責任を有せざることは何人も争はざる所なり。而して又人か誤て死亡したるとき。例へば無害物と信して毒物を食し爲めに死亡若くは病傷を招きたる場合に於て保険者が賠償の責任を有す可きことは是れ亦何人とも疑はざる所なりとす。然れども無能力者の自殺に關しては古來學説二ありて未だ一定する所あらず。第一説に曰く「自殺の目的を達する爲めに苟くも任意に爲したる所爲にして其目的に相當なる方法なるときは之を行ふ者か其所爲の道徳上の性質を理解する能力なくとも保険者は賠償の責任を免かるゝことを得るなり」と。第二説に曰く「如何に故意に所爲を行ふとも其當時抑制すること能はざる感動の爲めに之を行ひ道徳上に於ける其所爲の性質如何を知る能力なきときは保険者は決して其責任を免かるゝことを得ず」と。第一説

は從來裁判例に於ても學者間に於ても多く唱道せられたりしか今日は第二説勢力を有するか如し。余は第二説の如く、苟くも精神能力を喪失したる者か自殺したる場合、は保険者の責任を釋免せすと信する者なり。以上(一)乃至(三)に於ける原因は生命若くは健康を保険に付し又は付せしめたる者か之を作爲せし場合にのみ適用し。保険に付し又は付せしめたる者に關係なき者か其原因を作爲せし場合には適用することを得ざるものとす。而して(三)に述へたる事柄は元來公の政策に出たる規定なるか故に假令當事者が反対の明約を結ぶもそは全く効力を有せざるものとす。

商法第六百八十四條には「保険の無効は保険者か契約の無効を致す情況を知りたる後尙ほ契約を被保険者と繼續したるときは保険者より被保険者に對して之を主張することを得ず」と規定せり。蓋し保険者は危險の増加を來したるときは保険契約を解除するの権利あるものなるに之を解除せずして契約を繼續するときは後日に至り異議を主張することを得ざるは疎々を要せずして明瞭なる所なればなり。

第六百八十三條の規定によれば總て保険無効の場合に於て特に保険契約を以て被保険者に償還すべき金額を約定したるときは之を償還するの義務あり。若し又何等の特約なきときは保険者は少なくとも被保険者の積立たる貯金の半額を償還するの義務あり。但被保険者が詐欺又は惡意に因り自ら無効に至らしめたるときは例外なり。又第六百八十八條には生命保険に於ては被保険者若くは其權利承繼人は正當の時期に豫告を爲す時は契約を解除するの権利あるのみならず、保険契約を以て定めたる金額又は積立金の半額を保険者より償還せしむるの権利あり。若し被保険者か右の償還を受くることを欲せされば之を利息付の預金に變するの權利を有し。保険料の不拂は保険者に於て之を契約解除の豫告と見做すことを得る旨を規定したり。此二ヶ條の規定は普通保険の規定とは殆んど枘鑿相容れざるにも拘はらず之を規定したるの理由は。(第一)生命保険には貯金の性質あること。(第二)生命保険は一般に其期間長くして十數年若くは終身に亘るか故に被保険者に於て之を解除するの必要屢起ること。例へば子孫の爲めに自己の生命を保険に付したるに其子孫か却て自己を舍て、長逝することあら

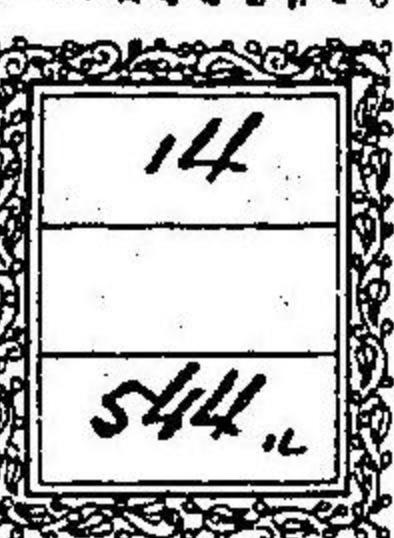
は從來裁判例に於ても學者間に於ても多く唱道せられたりしか今日は第二説勢力を有するか如し。余は第二説の如く苟くも精神能力を喪失したる者か自殺したる場合は保険者の責任を、釋免せすと信する者なり以上(一)乃至(三)に於ける原因は生命若くは健康を保険に付し又は付せしめたる者か之を作爲せし場合にのみ適用し。保険に付し又は付せしめたる者に關係なき者か其原因を作爲せし場合には適用することを得ざるものとす。而して(三)に述へたる事柄は元來公の政策に出たる規定なるか故に假令當事者か反對の明約を結ふもそは全く効力を有せざるものとす

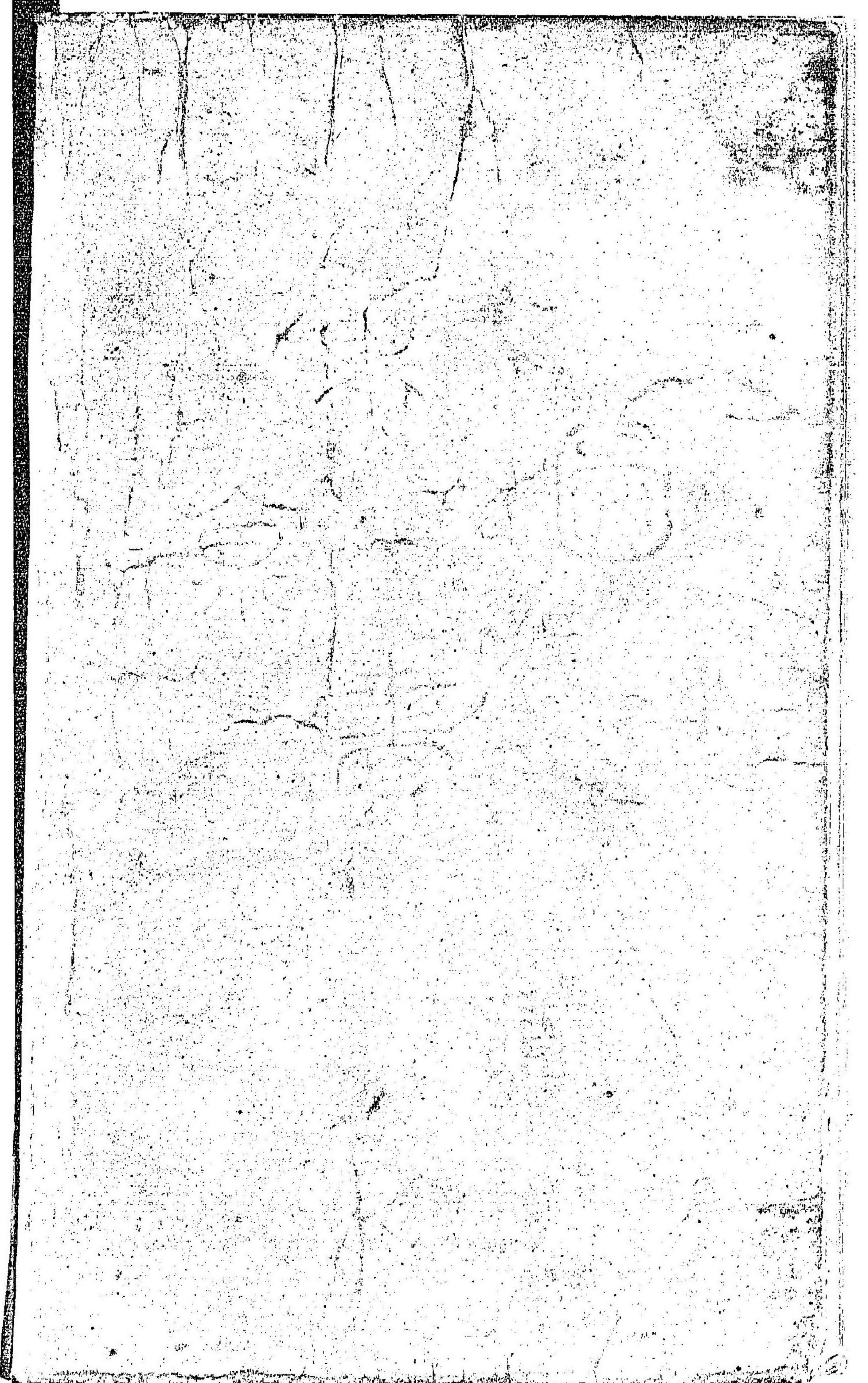
商法第六百八十四條には保険の無効は保険者が契約の無効を致す情況を知りたる後尙ほ契約を被保険者と繼續したるときは保険者より被保険者に對して之を主張することを得すと規定せり。蓋し保険者は危險の増加を來したるときは保険契約を解除するの權利あるものなるに之を解除せずして契約を繼續するときは後日に至り異議を主張することを得ざるは疎々を要せずして明瞭なる所なればなり

第六百八十三條の規定によれば總て保険無効の場合に於て特に保険契約を以て被保険者に償還す可き金額を約定したるときは之を償還するの義務あり。若し又何等の特約なきときは保険者は少なくとも被保険者の積立たる貯金の半額を償還するの義務あり。但被保険者か詐欺又は惡意に因り自ら無効に至らしめたるときは例外なり。又第六百八十八條には生命保険に於ては被保険者若くは其權利承繼人は正當の時期に豫告を爲す時は契約を解除するの權利あるのみならず、保険契約を以て定めたる金額又は積立金の半額を保険者より償還せしむるの權利あり。若し被保険者か右の償還を受くることを欲せされは之を利息付の預金に變するの權利を有し。保険料の不拂は保険者に於て之を契約解除の豫告と見做すことを得る旨を規定したり。此二ヶ條の規定は普通保険の規定とは殆んど枘鑿相容れざるにも拘はらず之を規定したるの理由は。(第一)生命保険には貯金の性質あること。(第二)生命保険は一般に其期間長くして十數年若くは終身に亘るか故に被保険者に於て之を解除するの必要屢起ること。例へば子孫の爲めに自己の生命を保険に付したるに其子孫か却て自己を舍て、長逝することあら

は最早自己の生命を保険に付するの必要を見ざるか如し。現に今日行はるゝ生命保険の約款を見るに通例被保険者は契約を解除することを得。又解除したるときは積立金の半額を返還す可きことを約することと爲り居れり。之を要するに我立法者は生命保険の性質と現行の慣習とに因り斯る規定を爲したるものな
り

保険法(商法第一編第一章第二編第八章)終







035437-000-9

14-544ル

保険法

馬場 愿治／述

[M 2 9 ?]

BBO-0637

